宇美町立小・中学校４校校舎照明設備ＬＥＤ化事業仕様書

1　目的

宇美町（以下「本町」という。）では、２０５０年ゼロカーボンシティ実現を見据えた２０３０年の温室効果ガスの削減を目指す取組として公共施設の率先した脱炭素化に取組むこととしている。

本業務は、ゼロカーボンシティ実現に向けた効率的・効果的な取組として、本町が所有する施設の屋内照明設備をＬＥＤ照明へ更新するものであり、公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、ＣＯ２排出量の削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。

2　業務名

宇美町立小・中学校４校校舎照明設備ＬＥＤ化事業

3　履行期間

契約締結日の翌日から令和１０年2月２５日（金）まで

4　履行場所

№	対象施設	住所
1	宇美町立宇美小学校	福岡県糟屋郡宇美町宇美三丁目９番１号
2	宇美町立井野小学校	福岡県糟屋郡宇美町大字井野４１９番地９
3	宇美町立宇美中学校	福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目４番１号
4	宇美町立宇美南中学校	福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘一丁目１番１号

※既存ＬＥＤ照明箇所については、原則対象外とする。また、体育館については、整備済である。

5　対象設備　各対象施設内の既存照明器具

6　設置期限　令和１０年2月２５日（金）

※なお、現地での施工については、主に夏休み期間（令和９年７月２１日（水）～８月２７日（金））での施工を予定している。

7　事業者が行う業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

⑴本設備の設置に係る計画、施工、施工管理（調査・設計含む）

①関係諸法規（「学校環境衛生基準」を含む。以降「関係法規」という。）を遵守しつつ、本事業のメリットを最大限に享受できる既存照明器具の改修箇所の選定、施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

②関係法規を遵守しつつ、業務への支障や利用者への不便が生じないよう十分に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

③関係法規を遵守しつつ、作業の安全に十分配慮した施工・施工管理の実施

⑵既設照明器具の撤去、リサイクル廃棄処分

①関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理の実施

②撤去した設備（蛍光灯、器具本体など）については、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法について報告すること。

③ＰＣＢ含有を発見した場合は本町に報告すること。

8　ＬＥＤ照明設備仕様

⑴照明器具及び光源（ＬＥＤ）は、未使用品であること。

⑵光源（ＬＥＤ）寿命４０，０００時間以上（光束維持率７０％以上）の製品とし、管球交換ではなく灯具交換とする。

⑶選定する照明器具は、一般社団法人公共建設協会の評価名簿（電気設備機材等）に登録があり、販

売実績及び国又は地方公共団体において類似の事業における導入実績がある国内メーカーの製品であること。
⑷対象施設の照明は、昼白色系（色温度５，０００Ｋ）を基本とする。
⑸ＬＥＤ照明ランプ及びＬＥＤ照明器具は、ＩＳＯ９００１・ＩＳＯ１４００１認証を取得している製造工場で生産されていること。
⑹製品に使用されているＬＥＤチップは、製造業者を明確にできること。
⑺屋外に設置する照明器具については適切な防水性、対候性、耐食性を有すること。
⑻既存の照明器具と同等以上の照度が確保できる器具とすること。ただし、既存の照明器具について改善要望等があった場合は、別途発注者及び施設管理者と協議すること。
⑼防災照明器具については、建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。

９　工事仕様
⑴ＬＥＤ照明器具の施工に係る時間、職員・施設利用者等の安全対策については本町の各施設担当者との協議により決定すること。
⑵設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
⑶取り外した照明器具並びに管球類は、事業者が責任をもって処理すること。ただし、再利用が可能なものは本町に引き渡すものとし、その条件等については、別途、本町と協議すること。
⑷契約締結後、作業手順書及び実施体制図（従事者、資格記載）を含む施工計画書を提示すること。
⑸現場調査、回路調査等を十分に行った上で、設計・照明配置図の作成をすること。
⑹提出書類
（設計完了時）※令和９年５月中旬を目途とする。
①設計図（図面リスト、機器リスト、機器姿図、各階配置図、各階撤去図）
②照度分布に関する資料
③回路・系統図
（完了時）
①工事完了届
②工事写真（作業前・作業後）
③設置製品の機器仕様書
④撤去物品、施工時に発生した廃材等は、適法に処分したことが確認できる書類
⑤竣工図（図面リスト、機器リスト、機器姿図、各階配置図、各階撤去図、回路・系統図）
⑥照度測定表（前・後）　各室１箇所
⑦絶縁試験結果票（前・後）
⑧保証書
⑨照明管理台帳　各室１箇所
※竣工当時の竣工図しかないため、竣工図面（データ化）を作成すること。

⑺施工に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者（本町）と協議すること。

１０　ＬＥＤ照明の保証等
⑴ＬＥＤ照明の保証期間は１０年以上とし、交換費用も受注者において負担するものとする。
⑵非常用照明器具及び誘導灯に内蔵されている蓄電池については、消耗品のため、保証の対象外とする。
⑶保証期間内にＬＥＤ照明の不具合等が発生した時は、受注者の負担においてその原因の調査を行い、本町に不具合の責が認められない場合には、受注者の負担において迅速かつ適切にＬＥＤ照明等の取替え、代替及び修理等を行うこと。

１１　本設備の保証（無償修繕等）
⑴本町からの修繕依頼に基づき、本設備の調査・修繕を行う。
⑵照明器具に関する本町からの連絡に対して対象器具の特定が行えるように設置箇所図作成等による管理体制を整備すること。（既設ＬＥＤと区別できるようにすること）
⑶本町からの連絡受付体制を整備するものとし、本町からの修繕依頼を受付けること。なお、連絡を受けた時は２日以内（土日祝日及び閉庁日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合

は速やかに実施すること。
⑷費用負担について
①事業者が費用負担する場合
・本設備の製品としての不具合による故障
・本設備の取付け、施工不具合による故障
②本町が費用負担する場合
・対象施設での清掃・設備保守等で本町又は本町の依頼による作業員の責による損害
③上記①及び②以外に起因する損害については本町と事業者との協議によりその費用負担を決定する。
⑸修繕対応の実績を定期的に報告すること。(⑷の②・③の場合のみ)

１２　その他
⑴業務の詳細・日程の管理については、発注者と十分な打合せを行うこと。
⑵業務に係る資料及び成果は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。
⑶事業者は、施工したＬＥＤ照明の仮使用を認めること。
⑷提案内容は、契約事項となるため、確実に履行すること。
⑸地元業者の活用として、既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、**地元電気工事事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。**